

第2章 会社の種類

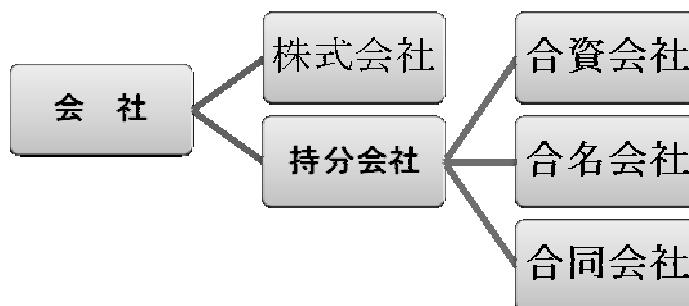
1 4種類の会社

会社法の「**会社**」とは、①**株式会社**、②**合名会社**、③**合資会社**、④**合同会社**をいう（2条1項）。したがって、「会社」と書いてある条文は、4つのすべての会社に適用される。4つの会社の区別の基準については、基礎講義で解説する。

2 株式会社と持分会社

会社法は、①の株式会社と区別して、②～④の会社をひとまとめに「**持分会社**」と呼んでいる。したがって、「会社」は、持分会社と株式会社に大別できる。その区別の基準については、基礎講義で解説する。

〔図表〕 会社の分類



第3章 会社法の目的

1 会社の経済活動における重要性

経済活動の中心的に担っているのは会社であり、特に「**株式会社**」が経済活動を支えている（上場企業はすべて株式会社である。）。そして、株式会社は、社会の富の大半を所有する。トヨタやソニーなど、一国のGDPを超えるほどの年間売上高を誇る株式会社も存在する（むしろ、そのような大企業の年間売上高を超える国の方が少ないと言った方が実態を表しているかもしれない。）。そして、会社法は、**株式会社をめぐる関係者の利害を調整**し、株式会社が適正に運営される仕組みを用意することを主な目的としている（したがって、試験の出題も、株式会社が中心にならざるをえない。）。

2 会社法の目的

株式会社における主な関係者は、会社の出資者（所有者）である「**株主**」と会社に対して売掛金等を取得しており、これを回収しなければならない「**会社債権者**」である。そして、株主をないがしろにすれば、その会社に出資する者はいなくなるし、会社債権者をないがしろにすると、その会社と取引してくれる者はいなくなるから、株主の利益（剰余金の配当を受けるなど）を保護することだけでなく、会社債権者の利益（会社が売掛金を確実に支払うように、会社が財産をしっかり保有していることなど）を保護することも必要である。しかし、いずれか一方を完全に満足させることは困難である。そこで、会社法の目的は、**株主と会社債権者の利害を調整すること**にある。会社法に設けられた様々な条文で構成されている制度（仕組み）は、そのような目的を達成するための手段といえる。

[イメージ] 会社法の目的

